

平成23年第4回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

日時 平成23年12月6日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教育長職務代行	久 保 茂 樹		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	吉 岡 勉
理事(事業部門)	山 崎 文 生		
総合政策課長	堀 川 雅 央	総 務 課 長	中 野 彰 宏
税 務 課 長	喜 多 君 美 代	住 民 課 長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あ さ み	人 権 同 和 対 策 課 長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上 下 水 道 課 長	北 門 康 幸
会 計 室 長	吉 村 良 昭		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号：安堵町暴力団排除条例の制定について

日程第 4 議案第 2号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 3号：安堵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

日程第 6 議案第 4号：安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 5号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について

日程第 8 議案第 6号：平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について

日程第 9 議案第 7号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）について

日程第10 議案第 8号：町道路線の変更について

開 会 午前10時

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員10名です。

定足数に達していますので、平成23年第4回安堵町議会定例会を開会します。

議長（森田 瞳） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） おはようございます。

第4回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとお忙しいところ御出席を賜りましてありがとうございます。

また、平素は議員の皆様方には、町行政について格別の御高配を賜っておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、年の瀬も近づき、平成23年も今月を残すのみとなってまいりました。去る3月11日の東日本大震災と原発事故、そして8月末から9月6日にかけて襲来した台風12号による紀伊半島大水害等、今年は無曽有の大災害が発生いたしました。この国難とも言うべき大災害に際し、日本人は他人を思いやる心や絆を取り戻し、お互いに助け合うことの大切さを感じ、献身的活動を続けていただいている方々に心から感謝するところでございます。そして、来年は希望に満ちた明るい年でありますよう願わずにはいられないところでございます。

それでは、本日提案させていただきます案件は、条例の制定案件が2件、条例の一部改正案件が2件、平成23年度補正予算案件が3件、その他案件が1件の合計8件でございます。

順を追って要点を説明いたしますので、皆様方の御審議を仰ぎ、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

まず、議案第1号：安堵町暴力団排除条例の制定についてでございます。

本件につきましては、奈良県において「奈良県暴力団排除条例」が平成23年7月1日に施行されました。この条例を実効あるものとするため、県内市町村が一体となっ

て取り組み、町民の皆様の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、暴力団の排除に関する施策等を定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第2号でございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、

本改正につきましては、国家公務員と民間給与との格差を是正するための人事院勧告に伴い、地方公務員法の趣旨により、一般職の給料表を改正するものでございます。

これにより、年間給与支給額において平均0.23パーセント減ずるものでございます。

次に、議案第3号：安堵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてでございます。

本件につきましては、地方自治法第234条の3において、長期継続契約の締結をすることができる事項が追加されたため、事務用機械器具等の物品の借り入れなど、商習慣上、複数年にわたり契約を締結することが一般的である事項についての規定を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第4号：安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。

本改正につきましては、障がい者自立支援法第5条において1項が追加されたことにより、項ずれが生じたため、その引用している項番号を変更するものでございます。

次に、議案第5号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）についてでございます。

今回の補正につきましては、492万1,000円の増額補正でございます。これによります歳入歳出総額は、29億5,852万9,000円となります。補正内容でございますが、議会費において4万円、総務費において1,165万1,000円、民生費において409万5,000円、それぞれ増額の補正。衛生費においてマイナス120万円、農林水産業費においてマイナス100万円、教育費においてマイナス866万5,000円、それぞれ減額の補正をするもので、これらは平成23年4月1日の人事異動に伴うもの、教育長退任によるものなど、主に人件費に係るものでございます。

次に、議案第6号：平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）についてでございます。

今回の補正につきましては、5,391万5,000円の増額補正でございます。これによります歳入歳出総額は、9億4,667万7,000円となります。補正内容につきましては、医療費の増加による保険給付額の増額、介護給付金の増額、平成22年度保険療養給付費等の額の確定による償還金の増額によるものでございます。

次に、議案第7号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）についてでございます。

今回の補正につきましては、43万2,000円の増額補正でございます。これによります歳入歳出総額は、5億5,707万円となります。

補正内容につきましては、地域支援事業に係る業務の増加に伴う手当等、人件費の増額によるものでございます。

次に、議案第8号：町道路線の変更についてでございます。

今回の変更につきましては、東安堵あつみ台地区において、町道東安堵125号線を延長する変更でございます。

以上、8件提案させていただきました。詳細につきましては、各担当課長から説明をさせますので、御審議賜わりますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり、議事日程に従い進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、8番、山岡 敏議員と、9番、田中幹男議員を指名します。

議長（森田 瞳） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会により本日より15日までの10日間と内定しておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から15日までの10日間とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第3 議案第1号：「安堵町暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

（中野総務課長 登壇）

総務課長（中野彰宏） おはようございます。

議案第1号：安堵町暴力団排除条例の制定についてを御説明いたします。

本件につきましては、奈良県におきまして「奈良県暴力団排除条例」が平成23年7月1日施行されております。この条例を実効あるものとするため、町の事務及び事業からも暴力団を排除し、県内市町村が一体となって取り組むという必要がございます。

町民の皆様の安全で平穏な生活を確保し、町における社会経済活動の健全な発展に寄与するということを目的として、暴力団の排除について基本理念を定め、町や町民の皆様などの役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

概要といたしましては、暴力団の排除に関する基本理念、町や町民の皆様などの役割、町の事務及び事業における措置、町民の皆様などに対する支援等、青少年に対する教育等のための措置、暴力団の威力を利用することの禁止、利益供与の禁止等について定めるものでございます。

この条例につきましては、施行期日は平成24年4月1日といたします。

それでは、議案書及び本文を朗読いたします。

議案第1号：安堵町暴力団排除条例の制定について

安堵町暴力団排除条例を別紙のとおり提出する。

平成23年12月6日提出

安堵町長 西本 安博

本文でございます。

安堵町暴力団排除条例

（目的）

第1条 この条例は、暴力団の排除に関する基本理念を定め、町、町民（町内に滞在する者を含む。以下同じ。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団の威

力の利用の禁止、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより町内の事業活動又は町民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 町民等 町民及び事業者をいう。
- (6) 関係団体 法第32条の2第1項の規定により公安委員会から奈良県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除を目的とする団体をいう。
- (7) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、町民等が、暴力団が町内の事業活動又は町民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、町、町民等及び関係団体並びに県が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、前項の施策の実施に当たっては、町民等及び関係団体並びに県と相互に連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。
- 3 町民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、町又は警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（町の事務及び事業における措置）

第6条 町は、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

（町の公の施設における措置）

第7条 町長又は町教育委員会（以下「町長等」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により町が設置した公の施設（以下「公の施設」という。）の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項について定める他の条例等の規定にかかわらず、当該公の施設の使用を許可しないことができる。

- 2 町長等は、公の施設の使用の承認をした後において、当該公の施設の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項について定める他の条例等の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができるものとする。

（町民等及び関係団体に対する支援）

第8条 町は、町民等及び関係団体が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、町民等及び関係団体に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第9条 町は、町民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

（青少年に対する教育等のための措置）

第10条 町は、学校（学校教育法第1条に規定する中学校をいう。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育を県が実施する取組と整合を

図って行うものとする。

- 2 町は、保護者その他の青少年の育成に携わる者が当該青少年に対して教育、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらのものに対し情報の提供その他の支援又は協力を行うものとする。

(暴力団の威力の利用の禁止)

- 第11条 町民等は、債権の回収、紛争の解決等のため、暴力団員等の利用、自己が暴力団又は暴力団員等と関係があることを認識させることによる相手方の威圧その他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(暴力団員等に対する利益の供与の禁止)

- 第12条 町民等は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(委任)

- 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第1号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

議長(森田 瞳) よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第4 議案第2号:「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長(中野彰宏) はい、議長。

議長(森田 瞳) 中野総務課長。

(中野総務課長 登壇)

総務課長(中野彰宏) 失礼します。

議案第2号:一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてということの説明いたします。

本改正につきましては、平成23年9月30日の人事院勧告及び平成23年10月27日の奈良県人事委員会勧告によります、国家公務員と民間給与との格差、平均マイナス0.23パーセントを是正するため、中高年齢層を対象とした月例給の引下げを行うこと、これに伴いまして、地方公務員法の趣旨に乘っ取りまして、一般職の給料表を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

後ろから3枚になるわけですが、給料表の新旧対照表になります。

今回の改正につきましては、給料表第3条関係の改正でございます。

縦列、職務の級におきまして、1級から6級がございますけれども、1級については改定はございません。2級につきましては、新旧対照表2枚目になるんですけども、号俸といたしまして、77号俸以上のものについて改定されます。3級につきましては、同じページでございますが、61号俸以上のものについて改定されます。また、4級に

つきましては、同じページでございますが、45号俸以上のものについて改定。それから5級につきましては、1枚戻っていただきまして、37号俸以上のものについて改定されます。6級につきましては、同じページ、29号俸以上のものについて改定を行うものでございます。これによります年間平均給与で、0.23パーセントの引下げとなっております。

この改正についての施行期日は、平成24年1月1日といたしたいと思っております。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年安堵村条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年12月6日提出

安堵町長 西本 安博

本文につきましては、新旧対照表において説明させていただきましたので、割愛させていただきますと思っております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 前出ても良いですか、登壇して。

議長（森田 瞳） はい、登壇してください。

（田中議員 登壇）

9 番（田中幹男） おはようございます。

今回の一般職の職員の給与を値下げするっていう条例ですが、私はよく理解できないんですけども。まあ 1 つに、安堵町の職員の皆さんの給与ってのは、他の自治体より 1 割ほど実態は低いんですよ。今 89 パーセント、ラスパイレス指数っていう。同じような規模の自治体を並べた平均が 100 とした場合、安堵町は 89 であります。こういう状態の中でまあ人事院勧告ってことで、奈良県も採用するって中で、安堵町でもこういう法案が提出されてるわけですけども、私はこれ以上上げるってのは理解できません。むしろ上げるべきだっていうふうに私は思います。

大きく言えばですね、この間やっぱり、日本がこれだけ不景気な世の中になってるってのは全体的に労働者っていうか皆さんの給与がこの間下がってるんですよ。最高時に比べると年間 100 万下がってる。これ当然不景気になるのが私は当たり前だと思うんですね。個人の需要が 6 割を占めてる日本経済。その人達が働く給与が 100 万くらい下がってるっていうのが実態なわけですよ。ですから当然、物を作っても売れないっていう、益々物が安くなるっていう悪循環に陥ってるのが日本の経済だっていうふうに私は思いますので、やっぱりこれから住民サービスをほんとに一生懸命やっていただきたいと思いますし、私は再考するときに来てるんだろうと思います。勿論、国のことは良く分かりません。しかしながらね、国が決めたからって何も見習う必要私はないと思うんですよ。異議を唱えることも一つの意見ですし、私はそういうやっぱり自治体になっていただきたいというふうに思いますので、是非、再考をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（森田 瞳） ただ今、田中議員より反対討論、意見ございました。

暫時休憩いたします。

暫時休憩

午前 10 時 29 分

午前 10 時 49 分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開します。

今、田中議員の反対討論がございました。

他に反対討論、意見ございませんか。

6 番（松田和代） はい、議長

議長（森田 瞳） はい、松田議員登壇してください。

（松田議員 登壇）

6 番（松田和代） 6 番、松田でございます。

人事院勧告は尊重したいと思いますが、ラスパイレス指数が生駒郡 4 町で以前から一番低い。例え月例給の引下げが、年間 1 万 5,000 円、0.23 パーセントであっても、職員の士気の低下につながりかねないと思いますので、私は反対させていただきます。

議長（森田 瞳） 他に反対討論ございませんか。

議長（森田 瞳） それでは、賛成討論ございませんか。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

（山岡議員 登壇）

8 番（山岡 敏） 8 番、山岡でございます。

今、田中議員、それから松田議員がおっしゃったように、まあ実際、職員のことを思うと心情的には反対したいんです。しかしながら、今回、議会で、議会運営委員会でも色々審議させていただきました。報酬審議会と、こういうものを設けてですね、職員だけでなく全体を見つめた報酬の見直しをしなければならないのではないかと。これが根本にございますので、今回について私は賛成と言いますか、したいということであれさせてもらいますけど。ただ、賛成の理由としては、本来は、確かにもう他所の町から考えた場合、給料も低いしラスパイレスだと本当に低いんです。もう最低 1 番か 2 番、後ろからですね。そういうような状況の中で、本来は反対はしたいんですけども、ただ今回の町から出された一部改正についてはですね、今まででしたら人勸から要請されれば、ほとんど良いときも多々以前にはありました。今はもう悪い方へ悪い方へいってます。しかし、今回町から出された案についてはですね、遡って、4 月 1 日まで遡っての報酬の返還ということがないと。というのは、町自身で編み出された案ということで提出されております。したがって、来年の 4 月 1 日から実施ということですから、今年、返還する必要はないという案を出されたんで、それについて一歩前進だろうということで、賛成ということの理由にさせてもらいたいと思いま

す。

まあ後で当然、賛成、反対の賛否を採られると思いますが、そのときには是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 他に討論ございませんか。

議長（森田 瞳） これで、討論を終わります。

議長（森田 瞳） これより議案第2号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手多数です。

議長（森田 瞳） よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第5 議案第3号：「安堵町長期契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

（中野総務課長 登壇）

総務課長（中野彰宏） それでは議案第3号：安堵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第234条の3におきまして、長期継続契約の締結することができるという事項が追加されたため、事務用機械器具等の物品の借り入れなど、商習慣上、複数年にわたり契約を締結することが一般的である事項について規

定を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、事務用機械器具等の物品を借り入れる契約（コピー機やパソコンなどのリース契約）また、事務機器等の保守管理委託契約や毎年4月1日より役務の提供を受ける必要のある契約（施設設備管理、警備、清掃、医療事務、給食など）でございますが、これらにつきましては債務負担行為を設定しなくとも、契約期間を複数年とする契約の締結ができること、また、予算の議決前に事務手続きを行うことができるということになるものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日といたしたいと思っております。

それでは、議案書及び本文を朗読いたします。

議案第3号：安堵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

安堵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成23年12月6日提出

安堵町長 西本 安博

本文でございます。

安堵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- （1）電子計算機その他の事務用機器（これらに付随して使用する物品を含む。以下「事務用機器等」という。）を借り入れる契約
- （2）事務用機器等の保守業務又は運用業務の委託に関する契約
- （3）庁舎その他町の施設（これらに付随する機械設備等を含む。）の管理業務等の委託に関する契約
- （4）前3号に掲げるもののほか、次に掲げる契約であって規則に定めるもの
 - ア 物品を借り入れる契約で、商習慣上複数年にわたり契約を締結することができる一般的なものであるもの
 - イ 役務の提供に関する契約で、年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約

(その他)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第3号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第4号：「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

（中野総務課長 登壇）

総務課長（中野彰宏） 議案第 4 号：安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

本改正につきましては、障がい者自立支援法第 5 条第 3 項の次に新たに 1 項が追加されまして、第 4 項以下が 1 項ずつ繰り下げられたことにより、本条例中で引用している項番号の変更を行うものでございます。

新旧対照表を御覧いただきますでしょうか。

一番最後のページになります。

第 9 条の 2、第 1 項中第 2 号でございしますが、第 5 条第 12 項の部分を第 5 条第 13 項に、また、同条第 6 項の部分を同条第 7 項に変更いたすものでございます。

この改正についての施行期日は、公布の日といたしたいと思っております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 4 号：安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

安堵町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年安堵村条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 12 月 6 日提出

安堵町長 西本 安博

本文につきましては、新旧対照表において説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第4号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第5号：「平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。

それでは、議案第5号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ492万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,852万9,000円といたします。

補正内容につきましては、4月からの人事異動等による人件費の補正、県の緊急雇用創出事業を活用した事業実施による補正、後期高齢者医療の市町村負担分の確定による補正、中学校女子トイレの修繕による補正、中学校並びに幼稚園における、扶助対象者の増加による扶助費及び補助金の補正が主なものでございます。

それでは、詳細を補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書8ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款1. 議会費、項1. 議会費、目1. 議会費におきまして4万円の増額。これは人件費によるものでございます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費におきまして 962 万 8,000 円の増額。これにつきましても人件費によるものでございます。

項 2. 徴税費、目 1. 税務総務費、39 万 4,000 円の増額。これにつきましても人件費によるものでございます。

続きまして 9 ページをお願いいたします。

項 3. 戸籍・住民基本台帳費、目 1. 戸籍・住民基本台帳費、162 万 9,000 円の増額。これにつきましても人件費による補正でございます。

続きましてその下。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 3. 老人福祉費におきまして、節の 2、3 につきましては、人件費によるものでございます。節の 7、節の 11 につきましては、県の緊急雇用創出事業を活用した独居高齢者等把握推進事業によるものでございます。

目 8. 介護保険事業費におきまして、43 万 2,000 円に増額。これにつきましては、介護保険特別会計の人件費増加分による繰出金の増でございます。

目 11. 後期高齢者医療費、98 万円の増でございます。これにつきましては、平成 22 年度の市町村療養給付費負担金の精算によるものでございます。

項 2. 児童福祉費、目 3. 保育園費におきましては、18 万 8,000 円の増額。これは人件費によるものでございます。

続きまして 10 ページをお願いいたします。

項 3. 人権対策費、目 1. 人権行政対策費におきまして、79 万 9,000 円の増額。これも人件費によるものでございます。

款 4. 衛生費、項 2. 清掃費、目 1. 塵芥処理費におきまして、120 万円の減額でございます。これも人件費によるものでございます。

款 5. 農林水産業費、項 1. 農業費、目 2. 農業総務費におきまして、100 万円の減額。こちらも人件費によるものでございます。

続きまして、款 9. 教育費、項 1. 教育総務費、目 1. 教育委員会費におきまして、26 万 8,000 円の増額。これは緊急雇用創出事業を活用した特別支援教育推進事業によるものでございます。

続きまして、目 2. 事務局費におきまして、節の 2、節の 3 につきましては人件費による減でございます。節の 4、次の 11 ページの節の 7、一つ飛びまして節の 12 に関しましては、県の緊急雇用創出事業を活用した、若年者自立支援事業によるものでございます。節の 11 に関しましては、中学校の女子トイレの修理によるものでございます。

続きまして、項 3. 中学校費、目 2. 教育振興費におきまして、19 万 9,000 円の増。これは準要保護の対象者が増えたため、扶助費の増となっております。

続きまして、項 4. 幼稚園費、目 1. 幼稚園費におきまして、75 万 5,000 円の増。これは幼稚園就園奨励費補助の対象者が増えたためでございます。

項 5. 社会教育費、目 1. 社会教育総務費におきまして、810 万円の減額。これは

人件費によるものでございます。

続きまして 12 ページをお願いいたします。

目 3. 歴史民俗資料館管理運営費におきまして、26 万 4,000 円の増額。これは県の緊急雇用対策事業を活用いたしました、年預（大庄屋）関係資料の調査保存事業によるものでございます。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入について 7 ページをお願いいたします。

款 13. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 3. 教育費国庫補助金、25 万 1,000 円の増でございます。これは幼稚園就園奨励費の補助に係る国庫負担分でございます。

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金、目 8. 労働費補助金、これは緊急雇用創出事業の 4 つの事業に係る県負担分でございます。この分は、100 パーセントの補助となっております。

残りの 299 万 5,000 円をその下の、款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 基金繰入金で調整させていただきます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 5 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 12 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

議案第 5 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）

平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 492 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 5,852 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 12 月 6 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

2 ページをお願いいたします。

議長（森田 瞳） 堀川課長すいません。

途中でですけどこれでわかりました。結構です。

総合政策課長（堀川雅央） そしたら以下の分は省略させていただきます。

それでは御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第5号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第6号：「平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正
予算（補正第2号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

(堀口住民課長 登壇)

住民課長(堀口善友) 失礼します。

それでは、議案第6号：平成23年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)につきまして御説明申し上げます。

平成23年度におきまして、国民健康保険を運営するにあたり、医療費におきまして、予算要求時の想定した伸び率を超える増嵩となり、補正するものでございます。

また、介護納付金につきましては、予算確定後にその拠出金額が確定されたために、その不足分を。また、償還金におきましても平成22年度の保険療養給付等負担金並びに出産育児一時金の額の確定により、超過交付分を返還するための補正でございます。

それでは、予算書の方で説明させていただきます。

介護の8ページ、9ページを御覧ください。

まず、歳出でございますが。

款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目1. 一般被保険者療養給付費におきまして、1,000万円の補正でございます。

続きまして、目2. 退職被保険者療養給付費、これにおきましては、2,270万5,000円の補正でございます。

目3. 一般被保険者療養費、これにおきましては、100万円の増額でございます。

続きまして、項2. 高額療養費、目2. 退職被保険者高額療養費におきまして、800万円の増額補正でございます。

続きまして、款6. 介護納付金、項1. 介護納付金、目1. 介護納付金、これにおきまして、576万円の増額補正でございます。

続きまして9ページ。

款9. 諸支出金、項1. 償還金及び償還加算金、目3. 償還金、これにおきまして、645万円の増額補正でございます。

続きまして6ページにお戻りください。

歳入につきまして御説明申し上げます。

款2. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金におきまして、569万9,000円を充てております。

続きまして、項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金、これにつきまして、150万8,000円を充てております。

続きまして、款3. 療養給付費交付金、項1. 療養給付費交付金、目1. 療養給付費交付金、これにつきまして、3,070万5,000円を充てさせていただいております。

続きまして、款4. 前期高齢者交付金、項1. 前期高齢者交付金、目1. 前期高齢者交付金につきまして、1,482万9,000円を充てさせていただいております。

続きまして7ページ。

款 5. 県支出金、項 2. 県補助金、目 1. 県財政調整交付金をもちまして、117 万 4,000 円を充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 6 号：平成 23 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 12 月 6 日提出

安堵町長 西本 安博

続きまして 1 ページを読ませさせていただきます。

議案第 6 号：平成 23 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）

平成 23 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,391 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 4,667 万 7,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 12 月 6 日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

それでは、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 6 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

議長(森田 瞳) よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第9 議案第7号:「平成23年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第4号)について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(磯部あさみ) はい、議長。

議長(森田 瞳) 磯部健康福祉課長。

(磯部健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長(磯部あさみ) 失礼いたします。

議案第7号:平成23年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第4号)についてを御説明させていただきます。

内容といたしまして、歳入歳出それぞれ43万2,000円の増額補正を提案させていただくものであります。

議案書の6、7ページをお開きください。

歳出でございますが、7ページお願いいたします。

款4. 地域支援事業費、項2. 包括的支援事業・任意事業費、目1. 介護予防ケアマネジメント事業費として、職員の産前産後休暇取得に伴い、時間外勤務手当で補充する職員手当等に42万円、また、職員共済組合負担金の負担率の向上のための教材費に1万2,000円の増額補正を計上させていただきました。

財源といたしまして歳入でございます。6ページお願いいたします。

款9. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目3. 地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業費)として、一般会計よりの職員給与費等繰入金、43万2,000円を充てております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第7号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）を別紙のとおり提出する。

平成23年12月6日提出

安堵町長 西本 安博

続きまして1ページお願いいたします。

議案第7号：平成23年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第4号）（保険事業勘定）

平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,707万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月6日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

よろしく御審議、御承認お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第7号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第8号：「町道路線の変更について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

(古川産業建設課長 登壇)

産業建設課長（古川秀彦） それでは議案第8号：町道路線の変更について御説明させていただきます。

提案路線につきましては、東安堵あつみ台地域におきまして、本年1月に住宅開発行為により建設されました道路を、都市計画法第39条の規定により本年10月に町へ帰属を受けましたので、道路法第10条第3項の規定により今議会に上程させていただきます。

それでは、議案書の2枚目の表を御覧ください。

今回変更する路線は東安堵125号線です。

議案書3枚目には変更前の認定図を、4枚目には変更後の認定図を添付しております。変更の内容は終点位置が変更となり、延長が262.7メートルが307.4メートルに44.7メートルの増でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第8号：町道路線の変更について

町道路線を別紙のとおり変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月6日提出

安堵町長 西本安博

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第8号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） お手元に配付しております会期日程を御覧下さい。

文教厚生常任委員会は、 9日、金曜日。午後1時30分からです。

議会運営委員会は、 13日、火曜日。午後1時からです。

議長（森田 瞳） 一般質問の通告期限についてですが、8日、木曜日の午後5時で締め切らせていただきます。

議長（森田 瞳） 次回の本会議は、15日、木曜日、午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

なお、9日の文教厚生常任委員会、開催をされる予定でございますけれども、特に委員長に申し上げます。給食問題の検討委員会の報告はなされる予定でございますけれども、実際の中学校の校長先生を説明員として加わっていただくということを、議長の思いとして、説明員としてよろしくお願い申し上げたいとかように思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会

午前11時29分
